

「し尿処理手数料の改定について」資料一覧

資料 2 - 1 米子市し尿処理手数料の推移

資料 2 - 2 し尿処理手数料（くみ取り料金）の改定に当たって

資料 2 - 3 生活排水処理人口、し尿処理量

資料 2 - 4 し尿処理手数料積算方法について

資料 2 - 5 し尿処理手数料 改定案

資料 2 - 6 し尿処理手数料 改定案 積算内容

資料 2 - 7 下水道使用料の改定について

資料 2 - 8 毎月勤労統計調査

資料 2 - 9 公共工事設計労働単価

資料 2 - 1 0 鳥取県軽油価格

資料 2 - 1 1 消費者物価指数

資料 2 - 1 2 し尿処理手数料の改定について（要望）

資料 2 - 1 3 し尿収集運搬経費見積書（写）

資料 2 - 1 4 一般廃棄物収集運搬業（し尿、浄化槽汚泥）の許可状況

資料 2 - 1 5 し尿処理手数料等に係る周辺市町村調査結果

米子市し尿処理手数料の推移

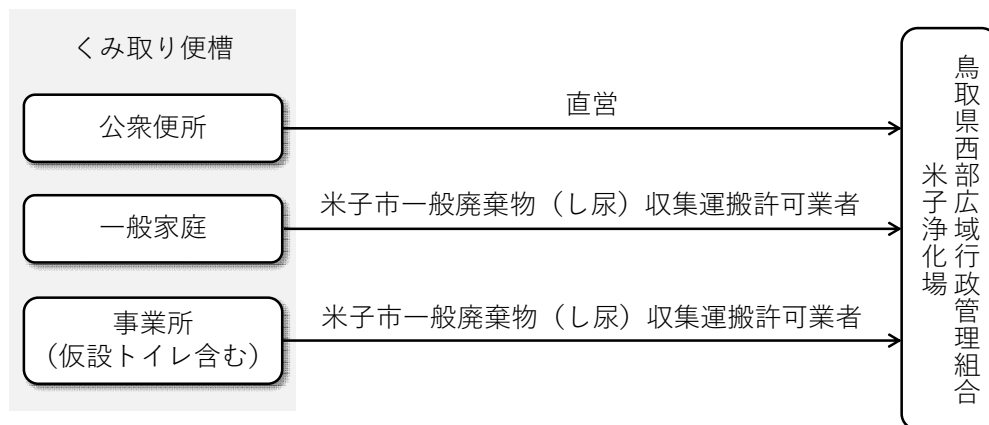
改定年月日	税抜き金額 (円)	前回との差額 (円)	対前回比 (%)	備 考	
S46.7.1	33				
S48.4.1	46	13	39.4		
S49.4.1	60	14	30.4		
S50.4.1	70	10	16.7		
S51.4.1	75	5	7.1		
S51.7.1	80	5	6.7		
S52.4.1	85	5	6.3		
S53.5.1	93	8	9.4		
S54.4.1	98	5	5.4		
S55.4.1	112	14	14.3		
S56.5.1	117	5	4.5		
S59.6.1	122	5	4.3		税込み金額
S61.8.16	127	5	4.1		(円)
H1.4.1	127	0	0.0	消費税導入 (3%)	131
H1.11.1	136	9	7.1		140
H4.8.1	146	10	7.4		150
H7.9.1	157	11	7.5		161
H9.4.1	157	0	0.0	消費税引上 (5%)	164
H10.8.1	162	5	3.2		170
H14.7.1	172	10	6.2		180
H20.4.1	191	19	11.0		200
H26.4.1	191	0	0.0	消費税引上 (8%)	206
H27.4.1	203	12	6.3		219
R1.10.1	203	0	0.0	消費税引上 (10%)	223
R4.4.1	238	35	17.2		261

* 金額は全て18L当たりの額

し尿処理手数料（くみ取り料金）の改定に当たって

1 現状

(1) し尿処理体制の現況



(2) し尿くみ取り人口及びし尿要処理量の推移

⇒ (資料 2 - 3) 「生活排水処理人口、し尿処理量」参照)

(3) 第 3 次米子市合理化事業計画について

【策定年月】 令和 3 年 1 月

【計画期間】 令和 3 年度～令和 7 年度

【計画策定の目的】

本市の下水道等の普及により、一般廃棄物処理（し尿）業務は大きな影響を受け、その対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、その経営に影響を与えると予想される時期において支援策（代替業務の提供）を実施し、将来にわたり、し尿等の適正な処理体制を確保するとともに、一般廃棄物処理業者の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定している。

ポイント

- 1 し尿等の処理の適正な実施を確保するためには、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。
- 2 し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者の業務の安定を保つ。

(4) 合理化事業計画における支援策と併せて手数料改定が必要な理由

下水道の整備等によるし尿収集量の減少に伴う収入減については、合理化事業計画に基づく減車に伴う代替業務の提供によって対応できるが、人件費及び物品費等の変動に伴い増大する経費については、代替業務額の算定の対象とすることはできず、手数料の改定による収入増を図らなければ、し尿等の適正な処理の確保、一般廃棄物処理業者の業務の安定が困難となることが懸念されるため。

2 改定スケジュール（案）

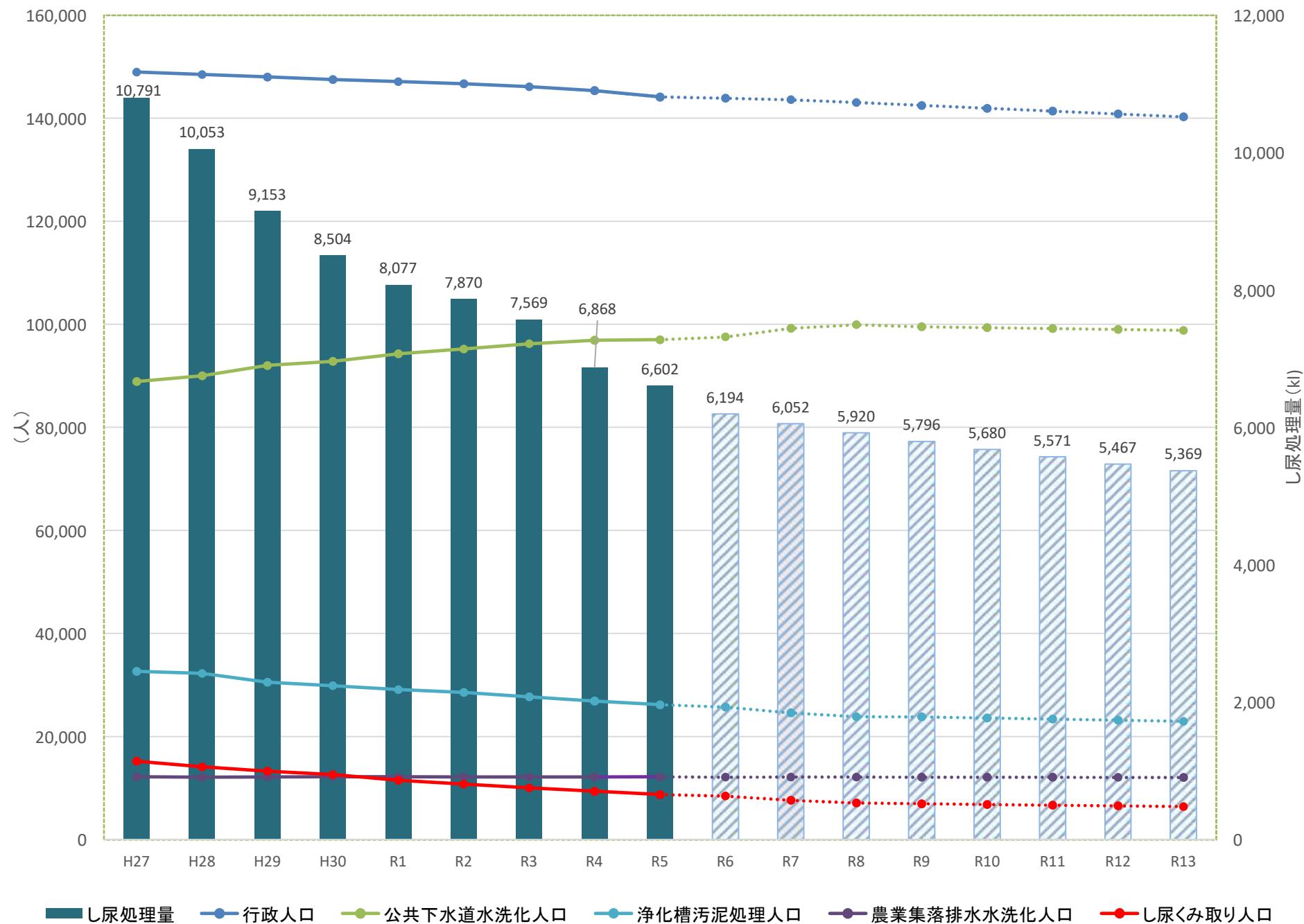
R 7. 2 月 一般廃棄物減量等推進審議会（R 6 年度第 2 回）に諮問（本日）

R 7. 5 ～ 9 月 一般廃棄物減量等推進審議会（R 7 年度第 1 回～第 3 回開催）

R 7. 1 0 月 審議会から答申

* 答申後、手数料を改定することとなれば、条例改正等の手続を行い、十分な周知期間を経て改正を行う。

生活排水処理人口、し尿処理量 (令和6年度以降は推計)



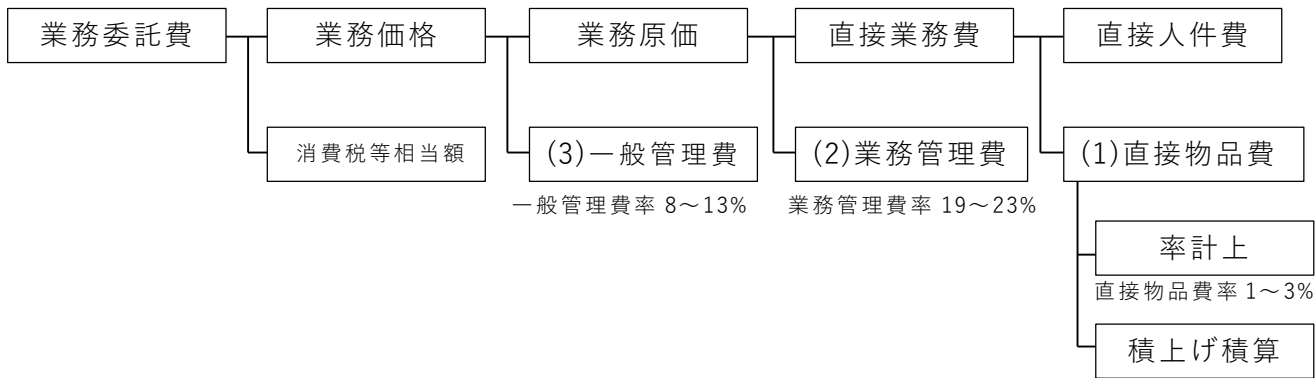
し尿処理手数料積算方法について

本市の積算方法

「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領（令和 5 年度版）」（公益社団法人全国都市清掃会議）を準用する。

【廃棄物処理施設維持管理業務積算要領抜粋】

1 業務委託費の構成



2 構成費目の内容

(1) 直接物品費の算定

受託者が当該業務履行に必要な物品を消費することによって発生する費用。

直接物品費 = 直接人件費 × 直接物品費率 + 積上げ積算

直接物品費率は 2% 程度とするが、諸般の事情、地域、用途、規模等を考慮して率を 1~3% の範囲内で定めることができる。

・ 率計上によるもの

- | |
|------------------------------------|
| ① ウェス、潤滑油、グリス、洗油、ロープ、洗剤、養生シート等の消耗品 |
| ② 工具・用具費等 |

・ 積上げ積算によるもの（委託者からの支給が原則）

- | |
|---------------|
| ア 燃料費 |
| イ 車両損料 |
| ウ タイヤ損耗費及び補修費 |

(2) 業務管理費の算定

業務を実施するうえで、受託者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用。

業務管理費 = 直接業務費 × 業務管理費率

業務管理費率は 21% 程度とするが、諸般の事情、地域、用途、規模等を考慮して率を 19~23% の範囲内で定めることができる。

- | |
|-------------|
| ① 業務責任者給料手当 |
| ② 退職金 |
| ③ 法定福利費 |
| ④ 福利厚生費 |
| ⑤ 労務管理費 |
| ⑥ 安全管理費 |
| ⑦ 通信交通費 |
| ⑧ 事務用品費 |
| ⑨ 租税公課 |
| ⑩ 保険料 |
| ⑪ 雑費 |

(3) 一般管理費の算定

受託者が企業を維持運営していくために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で一般管理費（営業費を含む）及び営業利益からなる。

一般管理費等＝業務原価×一般管理費率

一般管理費率は8%程度とするが、諸般の事情、地域、用途、規模等を考慮して率を8～13%の範囲内で定めることができる。

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| ① 役員報酬 | ⑦ 事務用品費 | ⑬ 寄付金 |
| ② 従業員給料手当 | ⑧ 通信交通費 | ⑭ 地代家賃 |
| ③ 退職金 | ⑨ 光熱水費 | ⑮ 減価償却費 |
| ④ 法定福利費 | ⑩ 調査研究費 | ⑯ 租税公課 |
| ⑤ 福利厚生費 | ⑪ 広告宣伝費 | ⑰ 保険料 |
| ⑥ 修繕維持費 | ⑫ 交際費 | ⑱ 雑費 |

し尿処理手数料 改定案

	手数料算出の条件	本体価格 (税抜き)	条例規定 (税込み)	対現行比	参考：4人世帯の2か月分 の標準し尿処理手数料	
					総額	現行総額 との比較
案 1	・ 業者見積り ・ R7～R10 平均値	370 円	407 円	55.9%	9,225 円	3,309 円
案 2	・ 毎月勤労統計調査 ・ 最大率で積算 ・ R7～R10 平均値	250 円	275 円	5.4%	6,233 円	317 円
案 3	・ 毎月勤労統計調査 ・ 標準率で積算 ・ R7～R10 平均値	233 円	256 円	▲1.9%	5,802 円	▲114 円
案 4	・ 毎月勤労統計調査 ・ 最小率で積算 ・ R7～R10 平均値	228 円	250 円	▲4.2%	5,666 円	▲250 円
案 5	・ 労務単価 ・ 最大率で積算 ・ R7～R10 平均値	258 円	283 円	8.4%	6,414 円	498 円
案 6	・ 労務単価 ・ 標準率で積算 ・ R7～R10 平均値	240 円	264 円	1.2%	5,983 円	67 円
案 7	・ 労務単価 ・ 最小率で積算 ・ R7～R10 平均値	234 円	257 円	▲1.5%	5,825 円	▲91 円
案 8	現 行	238 円	261 円	0%	5,916 円	0 円

※案 2～7 については、資料 4 の積算方法に基づく米子市の積算。

※「本体価格（税抜き）」は、算定された数値の小数点以下第 1 位を切り上げた。

※「条例規定（税込み）」は、「本体価格（税抜き）」に 110/100 を乗じ、小数点以下を切り捨てた。

※「対現行比」＝（「条例規定（税込み）」－261 円（現行））/261 円×100（小数第 2 位を四捨五入）

※「総額」＝（408L÷18L×「条例規定（税込み）」）（小数点以下切り捨て）（資料 2 - 7 参照）

	案1	案2	案3	案4	案5	案6	案7	案8
区分(単位:円)	業者 見積り	米子市積算 毎月勤労統計調査 最大率	米子市積算 毎月勤労統計調査 標準率	米子市積算 毎月勤労統計調査 最小率	米子市積算 労務単価 最大率	米子市積算 労務単価 標準率	米子市積算 労務単価 最小率	現行 毎月勤労統計調査 標準率(旧要領)
直接人件費	1,007,738	R5毎勤705,384	R5毎勤705,384	R5毎勤705,384	労務単価732,900	労務単価732,900	労務単価732,900	R2毎勤721,584
直接物品費(直接人件費×率)	消耗品費54,152	3%21,162	2%14,108	1%7,054	3%21,987	2%14,658	1%7,329	2%14,432
直接物品費(積み上げ積算)	321,930	199,661	199,661	199,661	199,661	199,661	199,661	169,239
小計(直接業務費＝直接人件費+直接物品費)	1,383,820	926,207	919,153	912,099	954,548	947,219	939,890	905,255
業務管理費(直接業務費×率)	15%207,573	23%213,027	21%193,022	19%173,299	23%219,546	21%198,916	19%178,579	8%72,420
小計(業務原価＝直接業務費+業務管理費)	1,591,393	1,139,234	1,112,175	1,085,398	1,174,094	1,146,135	1,118,469	977,675
一般管理費(業務原価×率)	20%318,279	13%148,100	8%88,974	8%86,832	13%152,632	8%91,691	8%89,478	20%195,535
月額業務価格(業務原価＋一般管理費)	1,909,672	1,287,334	1,201,149	1,172,229	1,326,726	1,237,826	1,207,947	1,173,210

年間経費(業務価格×12月)		22,916,064 円	15,448,008 円	14,413,788 円	14,066,748 円	15,920,712 円	14,853,912 円	14,495,364 円	14,078,520 円
計画車両台数	R7年度	6 台							R4年度7 台
	R8年度	5 台							R5年度6 台
	R9年度	5 台							R6年度6 台
	R10年度	5 台							R7年度5 台
年間総経費 (年間経費×車両 台数)	R7年度	137,496,384 円	92,688,048 円	86,482,728 円	84,400,488 円	95,524,272 円	89,123,472 円	86,972,184 円	98,549,640 円
	R8年度	114,580,320 円	77,240,040 円	72,068,940 円	70,333,740 円	79,603,560 円	74,269,560 円	72,476,820 円	84,471,120 円
	R9年度	114,580,320 円	77,240,040 円	72,068,940 円	70,333,740 円	79,603,560 円	74,269,560 円	72,476,820 円	84,471,120 円
	R10年度	114,580,320 円	77,240,040 円	72,068,940 円	70,333,740 円	79,603,560 円	74,269,560 円	72,476,820 円	70,392,600 円
し尿収集計画量	R7年度	6,048,000 ^{リットル}							R4年度6,946,416 ^{リットル}
	R8年度	5,916,000 ^{リットル}							R5年度6,564,431 ^{リットル}
	R9年度	5,792,000 ^{リットル}							R6年度6,203,451 ^{リットル}
	R10年度	5,676,000 ^{リットル}							R7年度5,862,322 ^{リットル}
18リットル当たり処 理単価(税抜き、 小数点以下切り上 げ、単位:円)	R7年度	410	276	258	252	285	266	259	R4年度256
	R8年度	349	236	220	214	243	226	221	R5年度232
	R9年度	357	241	224	219	248	231	226	R6年度246
	R10年度	364	245	229	224	253	236	230	R7年度217
平均処理単価 (単位:円)	(税抜き)	案1370	案2250	案3233	案4228	案5258	案6240	案7234	案8238
	(税込み)	407	275	256	250	283	264	257	261

※「業者見積り」は、提出された見積書を市の積算区分にあわせて表記した
※条例の規定は消費税及び地方消費税相当分を含んだ額となり、税抜きの処理単価に110/100を乗じ、小数点以下を切り捨てた額となる

●下水道使用料^{※1}の改定について

(2か月分の税抜き金額)

	水量区分 (m ³)	料金 (円/m ³)	
		H25.10.1～	R3.10.1～ (現行 ^{※2})
基本使用料	0 ～ 16	2,200	2,540
従量使用料	17 ～ 40	132	154
	41 ～ 100	171	198
	101 ～ 200	223	258
	201 ～ 500	242	278
	501 ～ 1,000	260	297
	1,001 ～ 2,000	270	308
	2,001 ～	275	313

※1 H24.4.1から農業集落排水処理施設使用料も同一の料金水準及び料金体系となっている。

※2 米子市下水道事業運営審議会が「公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、令和8年度までの間は料金水準、料金体系とも現行どおり」と答申された。(令和5年11月9日)

○直近の下水道使用料の改定に伴う改定前後の差額及び改定率

		H25.10.1～	R3.10.1～ (現行)
2か月40m ³ ^{※3} 使用時の	税抜き	5,368	6,236
下水道使用料(円)	税込み	5,904	6,859
税込みの差額(円)			955
改定率(%)			16.18

※3 4人世帯の平均使用水量を、2か月当たり40m³として試算(上下水道局参考資料より)

○直近のし尿処理手数料の改定に伴う差額及び改定率

		H27.4.1～	R4.4.1～ (現行)
2か月408L ^{※4} くみ取り時の	税抜き	4,601	5,395
し尿処理手数料(円)	税込み	5,054	5,916
税込みの差額(円)			862
改定率(%)			17.06

※4 4人世帯の平均くみ取り量を、2か月当たり408Lとして試算(1人1日当たり1.7L×4人×60日) 1人1日当たり1.7Lは、環境省災害廃棄物対策指針より

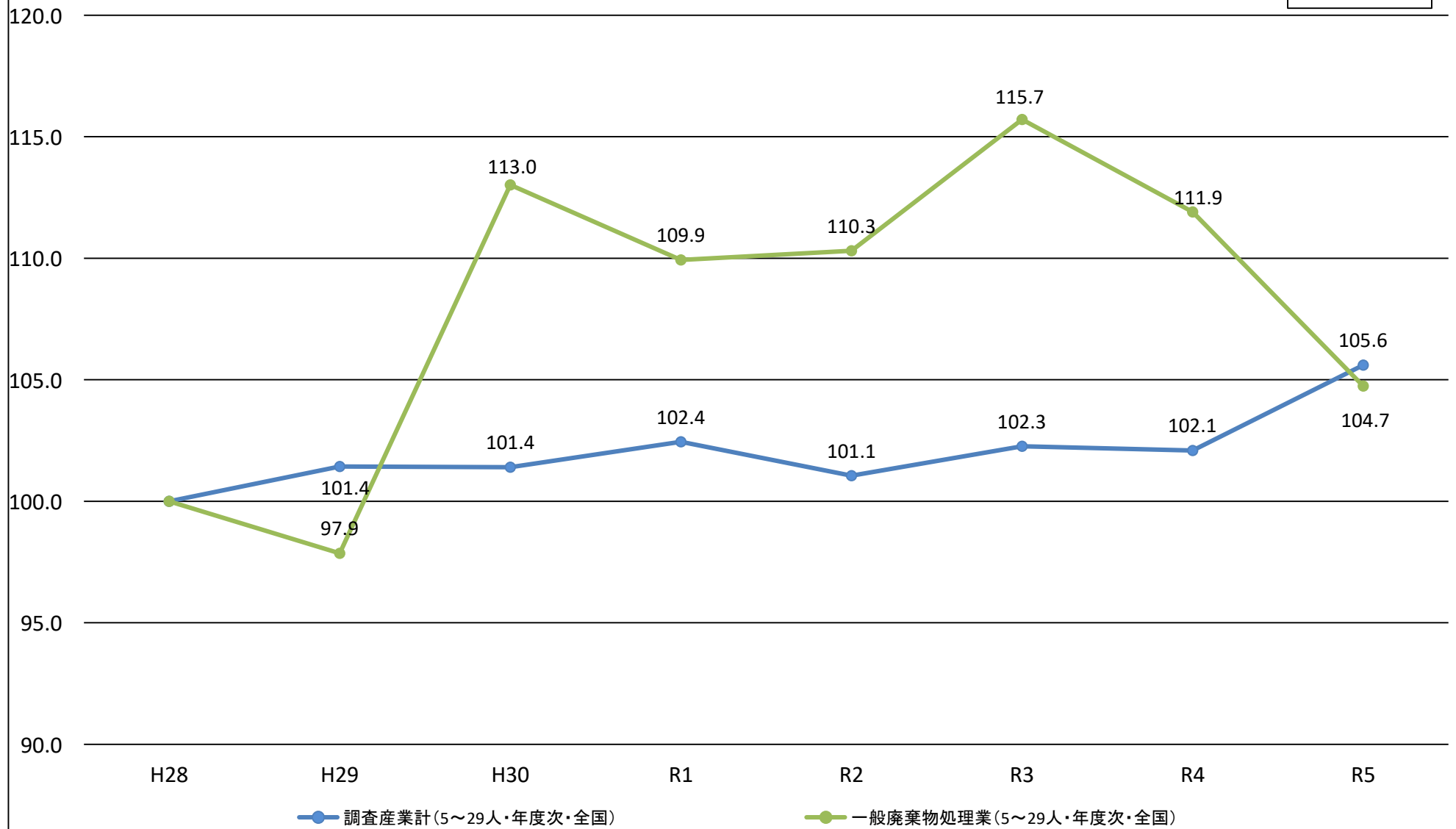
◎現行における4人世帯の場合の下水道使用料等の比較(2か月分で比較)

		現行の料金(円)	下水道使用料との差額(円)
下水道使用料(R3.10.1～)	税込み	6,859	—
合併処理浄化槽維持管理費 ^{※5}		10,000	3,141
し尿処理手数料	税込み	5,916	▲ 943

※5 平均的な4人世帯(5人槽)と想定した場合の電気代等を除く清掃+保守点検+法定検査費を1基当たり60,000円/年として試算(上下水道局参考資料より) 60,000円÷12か月×2か月

毎月勤労統計調査(H28=100)

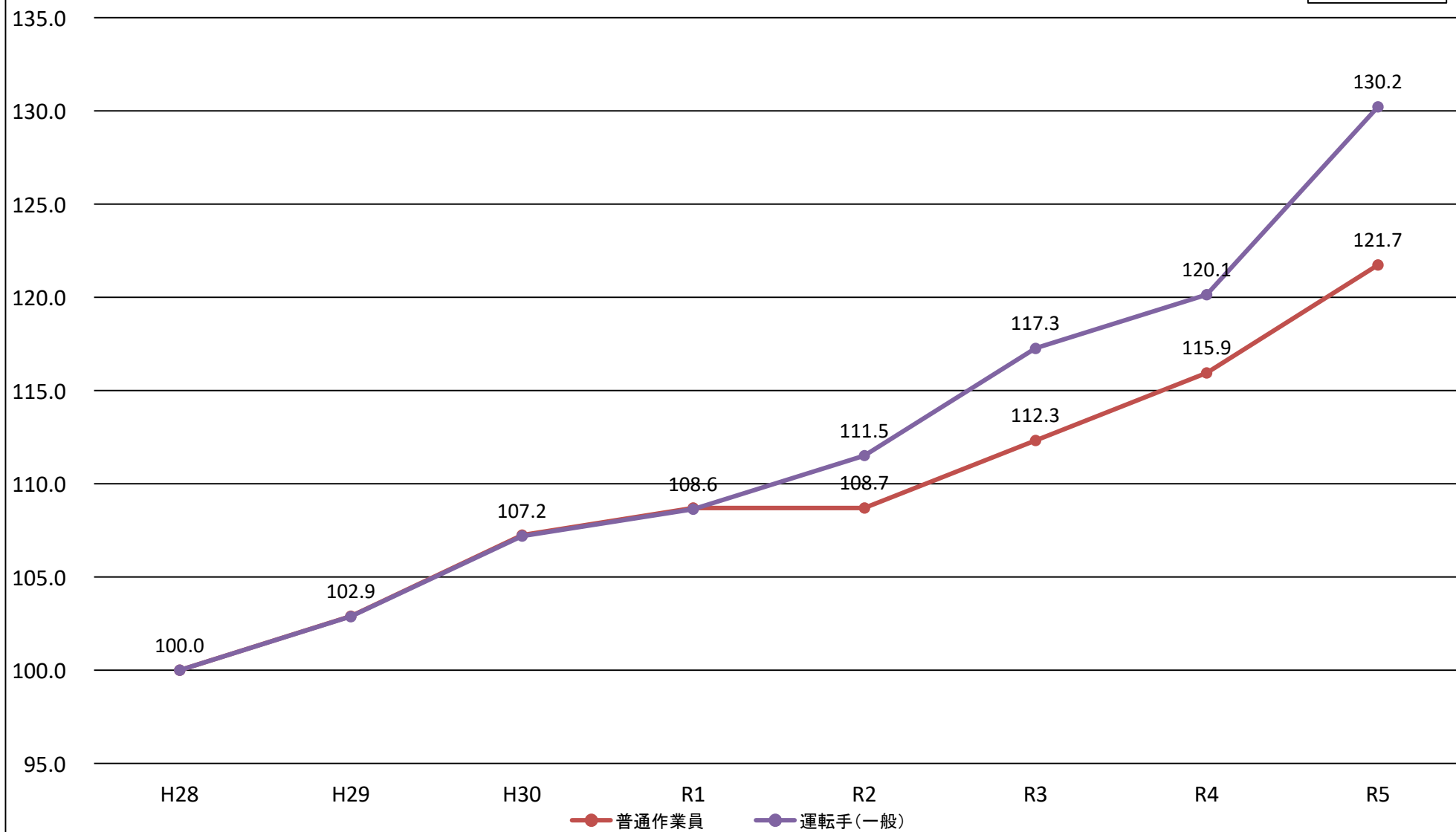
資料 2 - 8



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

公共工事設計労務単価(基準額)[H28=100]

資料 2 - 9

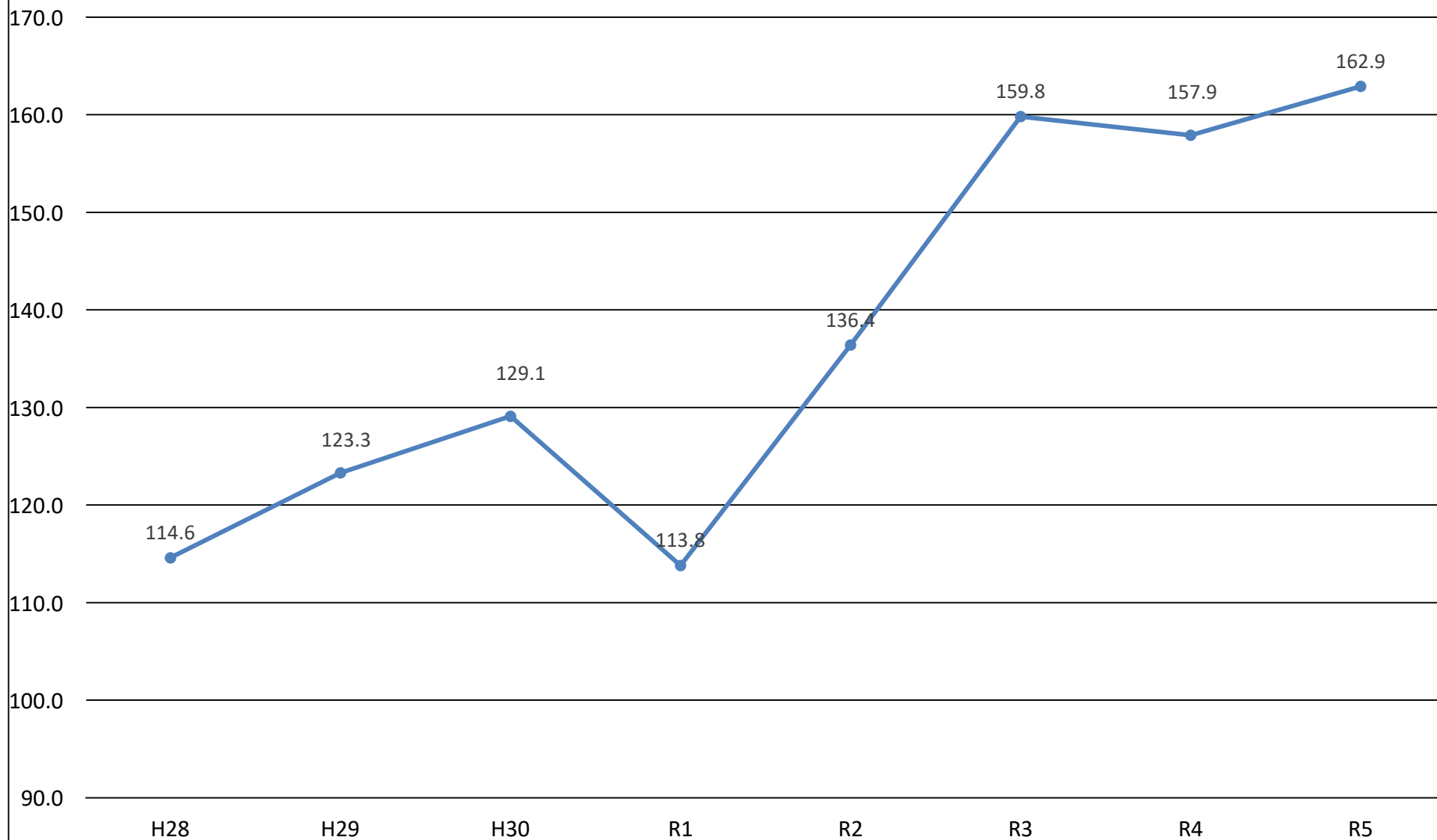


出典: 鳥取県「土木工事実施設計単価表」

(円)

鳥取県軽油価格(年度末最終月曜日価格)

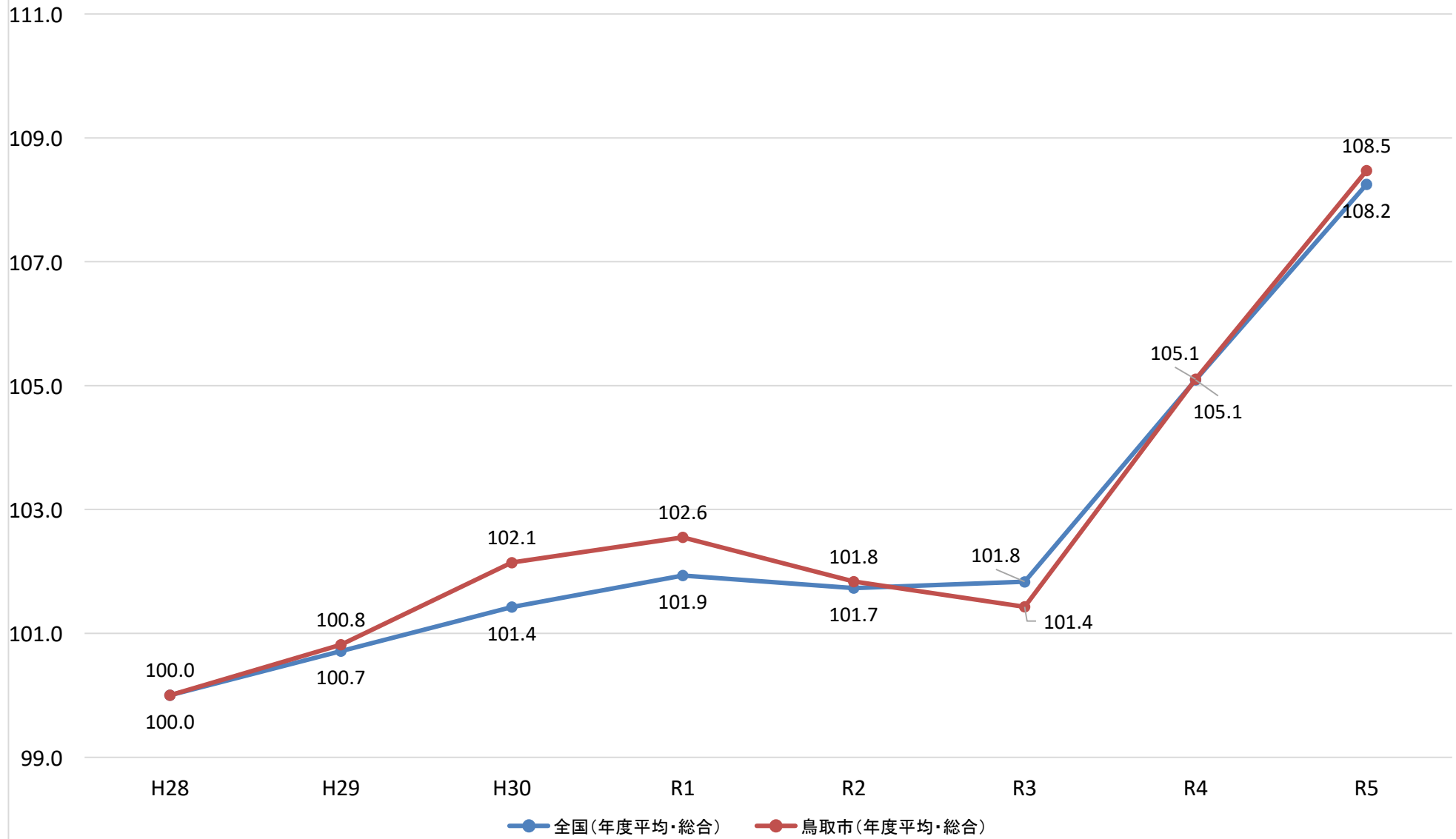
資料 2 - 1 0



出典：経済産業省資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

消費者物価指数(H28=100)

資料 2 - 1 1



出典：総務省統計局「消費者物価指数」



令和6年9月18日

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市河崎 3280 番地 1

協同組合米子市環境事業公社

理 事 長 田 中 恵 司

し尿処理手数料の改定について（要望）

仲秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、し尿収集業務に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

組合員各社は、常に迅速かつ適切なし尿収集を旨とし、今後共、快適な市民生活の維持に努めてまいり所存です。

さて、し尿処理手数料についてでございますが、令和4年4月1日に18リットル当たり261円に改定いただきましたが、昨年来の想定を超える値上げラッシュにより、実質賃金は目減りしており、速やかに待遇改善を図り業務体制を立て直さない限り、他の業種に比べ、より過酷な労働環境にある本業務の人材確保は難しく、やがて業務に必要な人員を配置できなくなる時期が来るものと考えます。

前回改定時の米子市廃棄物減量等推進審議会答申に「今後においては、社会環境の変化に応じて、期間を空けることなく適時適切に手数料を見直しされたい」とのご意見が付記されていましたが、手数料改定からわずか2年半ではございますが、改定時には想定できなかった物価上昇や人手不足により労働条件の見直しが急務となっている現状に鑑み、この度、改定をお願いすることといたしました。

米子市におかれましては、今後共、組合員各社が必要な人員を配置し、安定的に業務を遂行できる適正な手数料に改定していただきますようお願い申し上げます。



し尿収集運搬経費見積書

令和6年12月17日

米子市長 伊木隆司 様

米子市河崎3280番地1
協同組合米子市環境事業公社
理事長 田 中 恵 司

年間経費 22,916,070 円/台

区 分	積 算	内 容	金 額
直接人件費	1. 運転手	給料	18,100 円 × 21 日
		賞与	給料×3ヶ月÷12月
		諸手当	一式
		計	522,638 円
	2. 作業員	給料	16,800 円 × 21 日
		賞与	給料×3ヶ月÷12月
		諸手当	一式
		計	485,100 円
	計		1,007,738 円
直接物品費	1. 燃料費	軽油	164 円/L × 20L×21日
		オイル(ポンプオイル含む)	1,200 円/L × 1L×21日
		ギヤオイル	1,400 円/L × 20L÷12月
		不凍液	2,000 円/L × 2L÷12月
		グリスアップ	1,100 円/回 × 2回÷12月
		計	96,930 円
	2. 修繕費	車両代×10%	9,000,000 円 × 10%÷12月
		計	75,000 円
	3. 償却費	2トン車(巻取機付き)	9,000,000 円 ÷ 5年÷12月
		計	150,000 円
	4. 消耗品費	普通タイヤ	22,470 円 × 6本÷2年÷12月
		スタッドレスタイヤ	29,200 円 × 6本÷2年÷12月
		エレメント	1,800 円 × 3回÷12月
		ジョイント	9,230 円 × 3個÷12月
		吸引ホース(30m)	48,000 円 × 2本÷12月
		排出ホース(30m)	18,000 円 × 2本÷12月
		作業着	23,000 円 × 2着÷12月×2名
		カッパ	5,000 円 × 1着÷12月×2名
		ゴム靴	8,400 円 × 2足÷12月×2名
		ゴム手袋	480 円 × 2双÷12月×2名
		防寒着	13,800 円 × 1着÷12月×2名
		脱臭剤	36,000 円 ÷ 3月
		タイヤチェーン	14,000 円 ÷ 12月
		計	54,152 円
	計		376,082 円
直接業務費	直接人件費+直接物品費		1,383,819 円
業務管理費	直接業務費×15%		207,573 円
業務原価	直接業務費+業務管理費		1,591,392 円
一般管理費	業務原価×20%		318,278 円
業務価格	業務原価+一般管理費		1,909,670 円
年間経費	業務価格×12月		22,916,070 円

一般廃棄物収集運搬業（し尿、浄化槽汚泥）の許可状況

(R7.1.1 現在)

業者名	車種（バキューム）	収集運搬許可物	備考
(有) いけまつ環境	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	
	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	予備車
	3000 ㍓	浄化槽汚泥	
(有) いづはら	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	
	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	予備車
	3700 ㍓	浄化槽汚泥	
(有) かたぎや	1800 ㍓	浄化槽汚泥	
	1800 ㍓	浄化槽汚泥	予備車
(有) 二宮清掃	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	
	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	予備車
	1800 ㍓	浄化槽汚泥	
(有) みつわ衛生社	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	
	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	
	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	予備車
	3700 ㍓	浄化槽汚泥	
	3300 ㍓	浄化槽汚泥	
	3000 ㍓	浄化槽汚泥	予備車
(有) 米子清掃	2700 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	
	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	予備車
	3700 ㍓	浄化槽汚泥	
	3700 ㍓	浄化槽汚泥	
	1800 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	予備車
(有) 淀江清掃	3700 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	
	3600 ㍓	し尿及び浄化槽汚泥	予備車
	2700 ㍓	浄化槽汚泥	

し尿処理手数料等に係る周辺市町村調査結果

自治体名		米子市	鳥取県								島根県			
			鳥取市	倉吉市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日野町・江府町・日南町 （日野町江府町日南町衛生施設組合）	松江市	出雲市	安来市	
住民基本台帳人口（R6.3.31現在）		（人）	144,123	180,123	44,004	32,525	3,589	14,944	10,213	10,270	9,158	194,814	172,455	35,625
住民基本台帳世帯数（R6.3.31現在）		（世帯）	68,516	81,756	20,499	15,476	1,288	5,592	3,908	3,875	4,101	91,368	70,063	14,267
し尿処理人口（R6.3.31現在）		（人）	8,732	4,155	2,894	1,988	12	不明	不明	1,590	不明	不明	29,484	5,868
し尿処理世帯数（R6.3.31現在）		（世帯）	不明	不明	不明	1,144	6	不明	不明	不明	不明	2,568	不明	不明
収集量（R5年度）		（KL）	6,602	2,351	1,299	1,930	27	852	428	579	754	2,667	10,511	2,637
収集車両台数（し尿専用車）		（台）	0	20（専用か兼用かは不明）	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
収集車両台数（浄化槽汚泥との兼用車）		（台）	7	同上	10	6（許可業者保有分）	3	0	0	5	0	（市の許可業者が収集するため総数不明）	0	8（予備含む）
収集方法（直営、委託、許可）			直営、許可	許可	委託	許可	委託	許可	許可	許可	許可	委託	許可	許可
し尿処理 （収集運搬）手数料	手数料の有無		あり	なし	あり	なし	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり
	手数料の額（税込み、※18Lあたり）	（円）	261	272～278	199	－	261	261	261	261	222.948	213	191.4	193
	手数料の本体価格（税抜き、※18Lあたり）	（円）	238	248～253	181	－	238	238	238	238	202.68	－	174	176
	手数料の額の算出根拠		廃棄物減量等推進審議会において、複数の改定案から、し尿収集量の将来推計・労務単価等の推移・下水道使用料・他市町村の状況等を参考に、妥当な額を算出。	許可業者が独自に定めている。	し尿処理手数料審議会において、し尿処理にかかる年間経費・実働実績等から見直し後の手数料を試算し、し尿処理量の推移・下水道使用料の改定幅・他市町村の状況等を参考に、妥当な額を算出する。	（参考） 料金1,100円/90L （民間事業者間取り）	近隣市町の改定状況に追随し決定。	し尿収集量の推移、人件費、物品費等を勘案し、近隣市町村の状況を参考に額を算出。	収集事業者より今後の業務の安定的運営のため、手数料改定の陳情がなされ、近隣市町村の状況も踏まえ算出した。	米子市の手数料に準じる。	改定後の５年間の処理原価を算出し、手数料に反映させる。 この改定案を市公共料金に関する審議会に諮問する。	出雲市環境審議会から、「出雲環境センター運転開始当初の手数料収入割合が維持管理費の23％であったことから、今後の負担割合も２割を下回らない程度にする」と答申書が提出されている。それに準じ維持管理費を元に、し尿収集量の将来推計・労務単価等の推移・他市町村の状況等を参考に、妥当な額を算出。	清掃審議会において、し尿収集量の減少にともなう収入減・労務単価・物品費等の推移・下水道使用料・他市町村の状況等を参考に、複数の改定案から、妥当な額を算出。	
	直近の本体価格（税抜き価格）の改定年月日		R4.4.1	不明	H19.10.1	－	R4.7.1	R4.7.1	R4.7.1	R4.7.1	R4.4.1	H30.10.1	H28.4.1	H19.4.1
	直近の本体価格（税抜き価格）の改定前の額		203円/18L	不明	162円90/L	－	203円/18L	203円/18L	203円/18L	203円/18L	210.87円/18L	195円/18L	169円/18L	172円/18L
	直近の本体価格（税抜き価格）の改定理由		業者からの要望	－	業者からの要望	－	近隣市町村との均衡	業者からの要望 近隣市町村との均衡	業者からの要望	近隣市町村との均衡	業者からの要望	定期的な見直し	①公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の普及、人口減少などにより出雲環境センターへのし尿搬入量が年々減少し、これに比例し手数料収入も減少する見込みである。 ②出雲環境センターは、平成16年4月の稼働から10年が経過し、老朽化等による機器更新に係る経費が増加する見込みである。 ③処理手数料については、昭和61年から現在まで28年間据置 ④公共下水道の経費に占める受益者負担割合 ⑤し尿処理経費に占める手数料収入割合	業者からの要望 近隣市町村との均衡
今後の改定予定		業者要望により、R6年度～R7年度に廃棄物減量等推進審議会に諮問予定。 答申内容によって、R7年度～R8年度に改定予定。	－	時期としては未定だが、業者要望等状況を見ながらし尿処理手数料審議会へ諮問し、答申内容を受け改訂を行う。	－	近隣市町の状況により改訂予定。	なし	なし	米子市が改訂されるのであれば、併せて変更を行う。	なし	検討中	収集手数料については、業者から要望があれば改定を検討。	R5年度11月に業者の要望があり、現在、清掃審議会に諮問し、審議中である。R7年度中に改定予定。	

※比較のため、現行手数料単位を18Lあたりに換算した。